

## 担保提供命令通知書情報

関税法第9条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり担保の提供を命じます。

担保提供命令通知番号

通知年月日

輸入者 -

あて先官署 -

輸入申告番号

担保金額

(注) この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。

## 担保提供命令通知書（酒税・たばこ税）情報

関税法第9条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり担保の提供を命じます。

担保提供命令通知番号

通知年月日

輸入者 -

あて先官署 -

輸入申告番号

担保金額

(注) この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。